

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則		所管課（室）名
○長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則		漁 業 振 興 課
○長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則		”
◎ 告 示		
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）		障 害 福 祉 課
・ 保安林の指定の予定		林 政 課
・ 道路の区域変更（5件）		道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始（2件）		”
・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定		砂 防 課
◎ 公 告		
・ 測量の終了		建 設 企 画 課
・ 令和2年二級建築士試験の合格者		建 築 課
◎ 教 育 長 公 告		
・ 長崎県公立学校教員採用選考試験の実施		高 校 教 育 課
◎ 雑 報		
・ 一般競争入札の実施について		長崎県公立大学法人

## 規 則

長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第47号

長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号の書面により、それぞれ行うことができる。
- 3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。  
（代理人による報告）

第3条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第4号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。  
（長崎県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止）
- 2 長崎県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成30年長崎県規則第33号）は、廃止する。  
（長崎県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の長崎県海洋生物資源採捕数量報告規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記様式第1号（漁業法第26条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

長崎県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日／漁獲量（kg）		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、長崎県の機関、長崎県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号（漁業法第30条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

長崎県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称	
	漁船登録番号	
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、長崎県の機関、長崎県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

別記様式第3号（漁業法第30条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

長崎県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲努力量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称		
	漁船登録番号		
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、長崎県の機関、長崎県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに長崎県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

## 別記様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

長崎県知事 殿

(委任者)

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

## 1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人氏名住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。） 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告） 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、長崎県の機関、長崎県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告） 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。  
 令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第48号**

長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則  
 (趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年長崎県規則第41号）は、廃止する。

(長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

**告 示**

**長崎県告示第768号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
原田薬局 向陽店	大村市西三城町17-12	令和2年11月1日
ユウアイ薬局 大村店	大村市杭出津2丁目1448	令和2年11月1日
よつば薬局	諫早市小船越町1149-2	令和2年11月1日

**長崎県告示第769号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
つむぎ訪問看護ステーション	長崎市昭和1丁目7番22号	令和2年12月1日

**長崎県告示第770号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

東彼杵郡東彼杵町川内郷字西泓631の1、631の3、字川内山1508の1、1510の2、1540の2から1540の4まで、1542の1、1542の3、1542の4、1550、1551、1552の1から1552の3まで、1553の1、字山口1586の3、1586の29、字木場1800の12・1800の50（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1736、1745、1800の16、1800の33、1800の35、1800の62、字井手口1902、1903、1907の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第771号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳236番2地先から 佐世保市小佐々町矢岳238番7地先まで	前	12.5~33.8	35.1	
	後	13.2~33.8	35.1	

**長崎県告示第772号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
 路線名 ハウステンボス線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江上町926番3地先から 佐世保市江上町950番1地先まで	前	9.3~11.0	88.0	
	後	9.4~18.5	88.0	

**長崎県告示第773号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 福江荒川線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市増田町605番2地先から 五島市増田町605番2地先まで	前	18.7~19.5	13.0	
	後	28.8~29.0	13.0	

**長崎県告示第774号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 福江荒川線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市増田町605番2地先から 五島市増田町605番2地先まで	前	18.8~25.6	36.9	
	後	25.2~36.6	36.9	

**長崎県告示第775号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道  
 路線名 204号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町小手田免字井川990番9地先から 平戸市田平町小手田免字袖ノ木1064番5地先まで	前	8.7~25.1	245.7	
	後	10.4~27.7	245.7	

**長崎県告示第776号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町矢岳236番1地先から 佐世保市小佐々町矢岳230番19地先まで	令和2年12月11日

**長崎県告示第777号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 ハウステンボス線	佐世保市江上町930番5地先から 佐世保市江上町950番1地先まで	令和2年12月11日

**長崎県告示第778号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		小島(9)		
所在地	市町名	大字	字	地番
所在地	佐世保市	小島町		416番1の一部、416番2、417番1の一部、417番3、417番4、418番1、418番2、418番3の一部、420番1の一部、420番2の一部、420番3、420番4、420番5、420番6、420番7、420番8、420番9、459番1の一部、459番2の一部、459番3の一部、459番4、459番5、459番

			6の一部、459番7、459番8、459番9、459番10、462番の一部、463番1の一部、463番2、463番3、463番4、463番5、463番6、463番7の一部、463番8、464番1の一部、464番2、464番3、465番の一部、466番1、466番2、468番の一部、469番1の一部、469番12
--	--	--	--

## 公 告

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（3級水準測量、空中写真測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市 富江町	令和2年11月20日

### 二級建築士試験の合格者（公告）

令和2年12月3日に決定した令和2年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年12月11日

長崎県知事 中村 法道

崎山 玲央	天野 洸	山川 航希	吉岡 成奈子	川原 輝陽	松原 美季
糸山 健太	松田 敬博	摺木 悠人	中尾 大樹	前田 拓海	中村 奈穂美
佐藤 香澄	堀内 美月	松隈 彩音	粒崎 裕太	下村 崇人	今野 雄二
小川 大介	柄本 瑞希	藤崎 大河	太田 拓馬	小澤 菜緒美	福島 嵩之
永田 純菜	中島 寛子	木下 和紗	福島 世奈	里 京佳	金武 文
平山 貴博	本田 寛大	金子 明紗妃	池田 菜南子	松尾 雄太	山口 美祈
山口 大地	飯野 真奈美	振角 瑞希	山村 啓太	山田 晋輔	石崎 夏子
里脇 義幸	山口 美桜	中村 雅司	吉岡 充	入口 景一郎	百武 勇希
大毛 詩織					

## 教 育 長 公 告

### 県立学校教員採用特別選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和3年度県立学校教員採用特別選考試験を次のとおり実施する。

令和2年12月11日

長崎県教育委員会

教育長 池松 誠二

令和3年度長崎県公立学校教員採用特別選考試験

令和3年度長崎県公立学校に勤務する教員を募集します。

記

- 1 職 種  
高等学校水産科教諭
- 2 募集人員及び出願資格

募集職種	募集人数	対象者及び資格
高等学校教諭 水産	1名	I 昭和36年4月2日以降に生まれた者 II 次のア、イのいずれかに該当する者 ア 高等学校普通免許状「水産」又は「商船」を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者で、三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、履歴限定解除されている者 イ 三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、5年以上船舶に乗船の経験を有する者で、履歴限定解除されており、技術優秀と認められる者（※1） ※1 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者とする。 III 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 IV 令和3年4月1日以降、長崎県立長崎鶴洋高等学校での勤務が可能な者

※ IIのイにて受験する者は、速やかに長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班に必ず連絡すること。  
 （出願時に必要な高等学校普通免許状の取得申請に係る関係書類について確認を必要とするため。）  
 なお、採用試験に合格しても、令和3年3月31日までに必要な免許状を取得できなかった場合、採用しない。

- 3 出願期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月8日（金）  
 ※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和2年12月8日（火）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。  
 また、長崎県教育庁高校教育課のウェブサイトからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

- ① 願書
- ② 教員免許状の写し又は教員免許状取得見込証明書（※IIのアに該当する者のみ）
- ③ 海技免許状の写し
- ④ 船員手帳の乗船履歴が分かる部分の写し
- ⑤ 実務証明責任者の証明書（※IIのイに該当する者のみ）
- ⑥ 返信用封筒〔長3号 返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。〕
- ⑦ 面接調査票

5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

## 6 選考試験

### (1) 試験日時

令和3年1月14日（木）午前9時30分（午前9時開場）

### (2) 試験会場

長崎県庁行政棟3階317会議室（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

### (3) 試験内容

① 筆記試験（専門教科）

② 小論文

③ 個人面接

### (4) 合格者発表

令和3年1月29日（金）午前10時頃、高校教育課のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ウェブサイト上で連絡する。

## 7 その他

○受験票は送付しません。受験番号等は試験当日会場受付で確認してください。

○試験当日は黒鉛筆（H、F、HB推奨）・消しゴム等の筆記用具を準備してください。また、マスク着用をお願いします。

○書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。

○日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

---

## 雑 報

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向けライセンス（OVS-ES）一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年12月11日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達件名及び数量

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向けライセンス（OVS-ES）一式

### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

### (3) 委託対象期間

令和3年4月1日から1年間

### (4) 委託作業場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校 情報システム室

### (5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機

設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 入札参加を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和2年2月28日までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

(2) 本法人において参加資格を確認のうえ、結果を通知する。

### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課

(電話) 0956-47-5856 (FAX) 0956-47-8047

### 5 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和2年12月21日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間。

(場所) 4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

### 6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 7 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年1月8日 14時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

開札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

### 9 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

### 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表(八九五)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥